

令和8年度後期学校施設開放登録手続きについて

三条市における社会体育の普及振興のために、小中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で開放します。なお、利用はスポーツ及びレクリエーションを行う登録団体に限り許可します。

★登録内容

利用資格	市内に在住・在勤・在学する者で、10人以上の人員をもって構成し、責任者としての成人者を含む団体。
利用期間	令和8年10月1日（木）～令和9年3月31日（水）
開放施設	三条市内小・中学校等の体育館及び柔剣道場等
開放時間	月曜日～金曜日 18:00～21:30 土曜日・日曜日 8:30～21:30 *各施設（学校）によっては、上記時間と異なる場合があります。 詳しくは、『学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間』を確認ください。 *学校行事などが優先となり、利用を中止する場合があります。 利用不可日の確認は、『利用許可証の裏面』『三条市メール配信サービス』を確認ください。

★登録申込

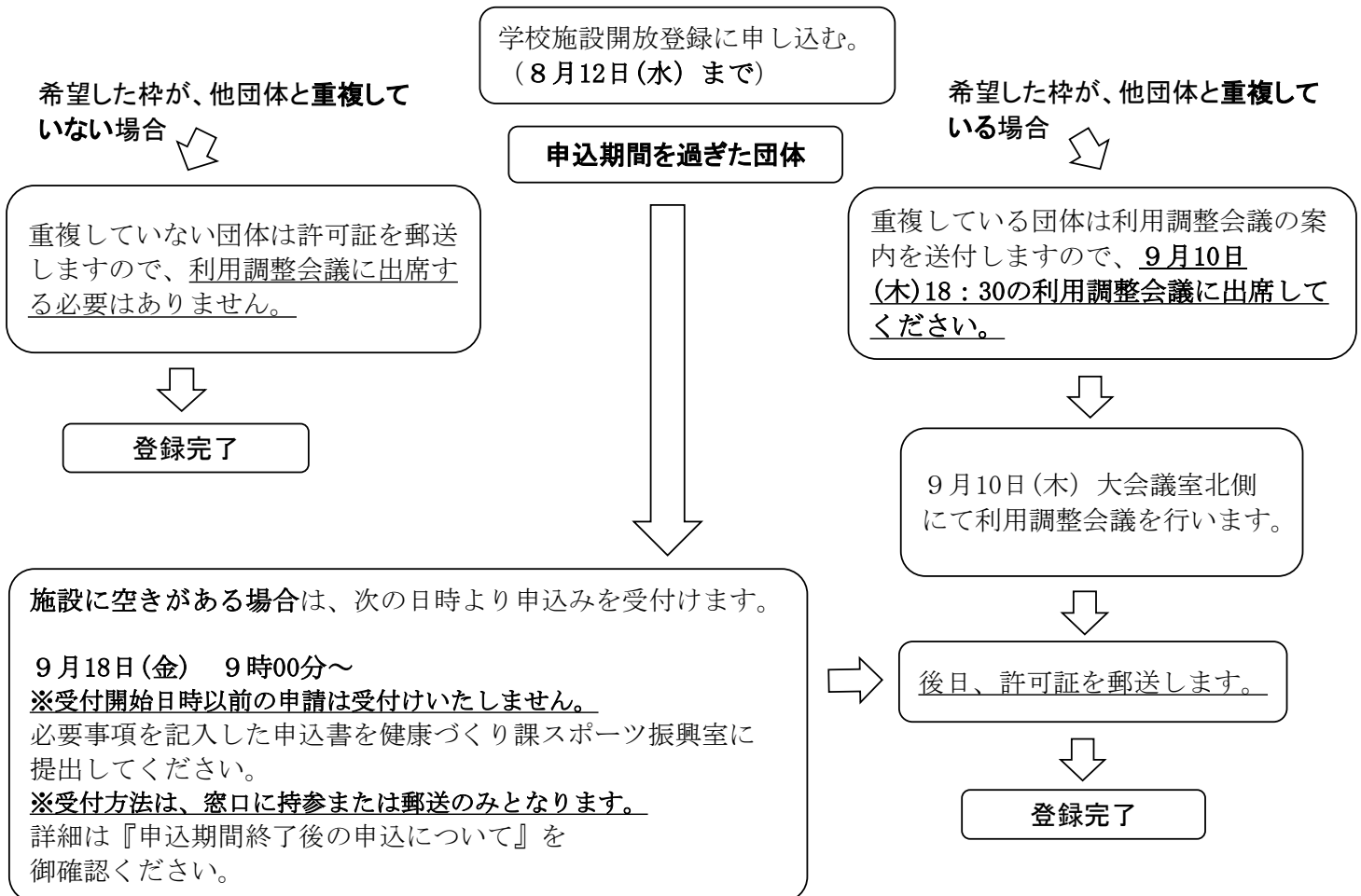
申込期間	令和8年7月29日（水）午前8時30分～8月12日（水）17:00（必着）
申込方法 ・ 申込先	申込方法：電子申請の他、 別紙申込書を申込先に提出（窓口又は郵送） 申込先：健康づくり課、体育文化会館（たいぶん） 栄・下田各体育館、市内公民館  学校施設開放QRコード
問合せ先及び 郵送先	〒955-8686 三条市旭町二丁目3番1号 三条市福祉保健部健康づくり課スポーツ振興室 TEL：34-5447

★学校施設開放利用申込書（別紙）の記入内容説明

- ①登録する団体名
- ②利用する種目
- ③利用を希望する週間隔（毎週、第●週など）・曜日・時間・学校・場所・全面/半面
・空調設備の使用有無（対象施設を利用する団体のみ）を記入
※「学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間」を確認の上、記入してください。
- ④別紙「利用の手引き」「利用上のルール」の内容を確認
遵守に関する同意（同意のない申込書は受付できません。）
- ⑤代表者・責任者・管理員の選出
※責任者・管理員は必ず三条市在住の方。
※代表者・責任者・管理員のうち2役を兼務することは可能ですが、必ず2名以上選出すること。
┌ 代表者…団体の代表者
├ 責任者…現場の利用責任者
└ 管理員…現場で利用者の危険防止及び施設設備の管理にあたる者
利用許可証送付先および学校開放に関わる緊急連絡先の順番を数字で記入
- ⑥利用登録団体員の人数及び氏名・年齢・住所・勤務先等の記入
※登録団体員全員の記入をお願いします。名簿は別紙添付も可能です。
※市内に在住・在勤・在学する10人以上の団体であること。

登録完了までのフローについて

☆申込みから登録までのフロー



☆利用調整会議について

◆令和8年9月10日（木）三条市役所 大会議室北側

●午後 6 時30分～

- ・調整が必要な団体には利用調整会議出席の案内を通知しますので、必ず出席をお願いします。
- ・案内が届かなかった団体は、調整会議に出席する必要はありません。
- ・案内が届いた団体で、会議に出席しない、開始時刻までに来ない場合は、辞退したものと、みなさせていただきます。
- ・当日は、団体間の話し合いなどで調整し利用団体を決定してください。
- ・話し合いは15分程度を目安に、調整が難しい場合はじゃんけん等で利用団体を決定してください。

※重複団体対象（案内が通知された団体）の利用調整会議となります。

申込み忘れや追加で枠が必要になった団体の方の出席はできません

申込みを希望する団体は、『申込期間終了後の申込みについて』を確認してください。

※期間内に申込みをしたが、利用調整会議への案内がなく調整会議の一週間前までに、許可証が届いていない団体は、利用調整会議前までにスポーツ振興室へ連絡をください。

利用の手引き

☆申込みの際の留意事項

- ・ **全学校において、申込みの上限は、ジュニア団体は2枠、一般団体は1枠とします。**
 - ・ ジュニアの団体等で男女別に活動している場合は、それぞれ1団体として申込みを受付けます。
《例》 ○○スポーツ少年団男子／○○スポーツ少年団女子□
 - ・ 元は同じ団体で、Aチーム・Bチームなどに分けてやチーム名が別で構成員が一緒の団体は上限を超えての申込みは受付けません。
- 利用希望団体が多い場合には、調整させていただく場合がありますので、予め御了承ください。

☆申込みについての注意事項

- ① 申込期間を過ぎた申込書は受付けできません。
- ② 次のいずれかに該当する場合は、利用の許可はできません。
 - ・ 営利活動、宗教活動、政治活動を目的として利用するおそれがあると認められる場合
 - ・ 学校の施設・設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められる場合
 - ・ その他、学校の管理上支障があると認められる場合
- ③ 学校開放の登録は自動更新ではありません。
引き続き施設の利用を希望する団体は、【前期（第一・第二四半期）・後期】毎の申請が必要となります。（利用期間以外の申請は、受付できません。）
- ④ 申請した希望枠が他の団体と重複した場合は、利用調整会議への参加が必須となります。
※『利用調整会議について』参照
- ⑤ 『令和8年度後期学校施設開放登録手続きについて』を必ず確認し、『利用の手引き』、『利用上のルール』に記載されている内容を遵守することに同意の上お申込みください。

☆利用の際の遵守事項

- ① 利用許可証が団体（代表者等）の方に届いてから体育館の利用が可能となります。
- ② 学校体育施設の設備に合った利用方法で使用してください。
- ③ 学校開放事業は自己責任のもとでの施設利用となります。
活動中の事故等は各自（利用団体）の責任となります。スポーツ保険などの加入をおすすめします。
- ④ 利用の際は、鍵管理施設で利用許可証を提示し鍵を借用し、体育館の施錠・解錠を行ってください。
使用後は速やかに鍵を返却してください。鍵管理施設の場所がわからない場合はお問合せください。
- ⑤ 利用時間内には準備、片付けを含めることとし、時間内に利用を終了してください。
- ⑥ 利用許可施設の他団体への『又貸し』や他団体からの『又借り』は違反行為となります。
※やむを得ない理由により利用施設を変更したい場合はスポーツ振興室へ連絡すること。
- ⑦ 活動にあたり学校に持込んだ備品は各自で管理してください。
また、学校に備品を置いて帰ることは一切認めておりません。
- ⑧ 学校の備品は学校の許可のもと、使用が可能となります。
使用に関しては学校の指示に従ってください。
- ⑨ 学校の備品等は動かさないでください。活動するにあたり動かした場合は、必ず元の場所に
戻してください。
- ⑩ ゴミは必ず持ち帰り、学校のゴミ箱は使用しないでください。
- ⑪ 利用中止など連絡事項は三条市メール配信サービスにて周知します。
必ず『三条市メール配信サービス』の登録をお願いします。
- ⑫ 利用中止日に施設（学校）で活動することのないようにしてください。中止日は、『利用許可証の裏面』及び『三条市メール配信サービス』で周知しております。活動前に必ず確認をお願いします。
- ⑬ 学校開放は地域住民や学校から御理解と御協力をいただきながら行っている事業です。
マナーを守り近隣住民や、学校の迷惑にならないようにしてください。

注意① 体育館設備や学校の備品等を損傷または滅失した場合、実費弁償していただきます。また、速やかに学校、スポーツ振興室へ報告し学校開放日誌にも記入してください。

注意② 学校施設開放登録手続きについての「利用の手引き」「利用上のルール」及びマナーが守れない場合は利用の制限を行います。また、基準に関係なく学校からの指示がある場合は学校と協議を行い、長期の利用中止や登録の抹消等の対応をとる場合もあります。

違反の回数	対応
1回目	1ヶ月利用中止
2回目	3ヶ月利用中止
3回目以降	登録抹消

利用上のルール



自動車は、校内の決められた場所に駐車してください。
道路や近隣私有地には**絶対に駐車**しないでください。



学校敷地内（グラウンド、駐車場含む）は火気厳禁です。
また施設内は**すべて禁煙**です。
厳守願います。



活動中の水分補給を除き**飲食は禁止**です。



貴重品などは各自（団体）で管理してください。



体育館を利用する団体は、**必ず学校開放日誌**を記入してください。
※記入のない団体は利用していないものとみなし重複などの場合、利用している団体を優先します。



利用頻度の少ない団体は**定期団体登録を取り消す**場合があります。十分に御注意ください。
利用頻度は学校開放日誌にて判断いたします。



利用後の**清掃（トイレ含む）、消灯、戸締まり**を必ずしてください。
※責任者・管理員は施設利用後、必ず見回り確認をしてください。



合鍵の作製は**絶対にしない**でください。鍵の破損・紛失・返却忘れなどには十分注意してください。



学校長が許可する事業を優先するため、急遽使用を制限する場合があります。団体内で連絡網の作成をお願いします。



ステージ上でのボールの使用や活動は**一切行わない**でください。



野球やサッカー、フットサルなどの団体で体育館の利用は基礎トレーニングとして許可しています。ボールをバットで打つ、ボールを強く蹴る、壁にボールをあてる行為は**禁止**です。
※注1



管理員は、利用者の危険防止及び施設設備の管理に当たってください。



体調が悪い方（発熱、風邪症状、のどの痛み等）の利用は控えてください。



こまめに換気をしてください。

学校施設開放についての留意点

☆申込期間終了後の申込みについて

施設に空きがある場合は、申込受付期間終了後も申込みを受付けます。
次の日時より受付けを開始しますので、施設利用を希望する団体は申込みください。
◆受付開始日時：令和8年9月18日（金） 午前9時00分～
●申込先：健康づくり課スポーツ振興室

【申込みの注意点】

受付開始日時以前の申請は受付けいたしません。
申込みは先着順にて受付けいたします。
上限以上の申込みは受付けません。（ジュニア団体2枠、一般団体1枠まで）
必要事項を記入した申込書を申込先へ提出ください。
受付方法は、窓口を持参または郵送のみとなります。
許可証が団体へ到着後、体育館の利用が可能となります。計画的に申請してください。
※空き状況等については、スポーツ振興室へお問合せください。

☆学校開放の利用申込みについて

学校開放は定期利用（学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間内）で体育館等の利用を希望する団体の申込みを受付けをさせていただきます。

単発利用を希望する場合は、直接利用をしたい施設（学校）へお問合せください。
※単発での利用、学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間以外の時間帯又はグラウンド（夜間照明施設除く）の利用を希望する申請は、スポーツ振興室での受付ではございません。

●【単発利用】施設を日付・時間を決めて1回利用すること。

《例》：○月●日△曜日▲時に■■体育館を利用したい場合。※1回（申請した日時）のみ利用する場合。

●【定期利用】施設を毎週●曜日の○時間と決めて定期的に利用すること。

《例》：○○体育館を毎週木曜日の19:00～21:00に利用したいなどの場合。

★空調設置に伴う使用について

空調設備が設置された学校は、空調を使用することが可能となります。

空調設置学校は7・8ページの『空調設備設置あり』と記載がある学校が対象となります。

※令和8年度第二四半期学校施設開放で、空調設備を『使用する』で申請した団体で、引き続き使用したい場合は、『使用する』、使用しない場合は『使用しない』を選択してください。

空調設備（申請後の使用申込み、使用方法、操作方法、料金、故障など）に係る全般については、
教育総務課庶務係（Tel:45-1111）へお問合せください。

☆三条市メール配信サービスの登録について

学校開放の利用に関して重要な連絡がある場合に『三条市メール配信サービス』を配信します。

団体の事務連絡担当者の方は必ず『三条市メール配信サービス』の登録をして、団員に周知を行ってください。

【三条市メール配信サービスの登録時注意点】

携帯電話の迷惑メール対策について、事前に次の2点の設定をお願いします。

- 1)以下のドメインあるいはアドレスからのメール受信を許可する設定にしてください。
 - ・ドメイン指定受信する場合：「@city.sanjo.niigata.jp」
 - ・アドレス指定で受信する場合：「anzen@city.sanjo.niigata.jp」
- 2)URL付きメールの受信を許可する設定にしてください。

登録できる端末

携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコンなど、メールアドレスがあれば登録できます。

【三条市メール配信サービスの登録手順】

①右記のQRコードを読み込み、空メールを送信します。

※QRコードの読み込み機能がない場合は、mail.sanjo-city@raidan2.ktaiwork.jpへ空メールを送信

②空メール送信後、メールが返信されます。返信メールに記載されたURLにアクセス

③利用規約に同意。✓学校施設開放情報にチェックを入れる

④内容を確認の上、登録を押下。登録完了メールが届けば登録完了です。



『三条市メール配信サービス』QRコード

学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間

【空調設備設置あり施設】

場所	区分		
	平日	土曜日	日曜日
嵐南小学校（ステージ側）	19:00～22:00	18:00～22:00	
第一中学校 体育館（器具庫側）			
一ノ木戸小学校	19:00～21:30	18:00～21:30	
第二中学校 体育館			
第四中学校			
大崎学園前期課程 体育館②	19:00～21:30	13:00～21:30	8:30～21:30
大崎学園後期課程 体育館①	19:00～21:30		
下田中学校			
本成寺中学校 体育館①・②	19:00～21:30		
大島中学校			
栄中学校 体育館			
第三中学校 体育館	19:30～21:30		

【空調設備設置なし施設】

場所		区分			
		平日	土曜日	日曜日	
裏館小学校		18:00～21:30	8:30～10:30 12:00～21:30	15:00～21:30	
井栗小学校		18:00～21:30	8:30～21:30		
旭小学校		19:00～21:30	12:00～21:30	8:30～21:30	
上林小学校		18:00～21:30	8:30～21:30		
西鱈田小学校					
月岡小学校					
保内小学校					
大島小学校					
須頃小学校					
旧第一中学校	体育館	(月・金) 20:30～22:00 (火～木) 19:00～21:30	18:00～21:30		
	武道場	(月・金) 19:00～22:00 (火～木) 19:00～21:30	18:00～21:30		
第一中学校	武道場	19:00～22:00 ※水曜日使用不可	18:00～22:00		
第二中学校	武道場	19:00～21:30	18:00～21:30		
第三中学校	武道場	19:00～21:30			
大崎学園					
栄中学校	アリーナ	19:00～21:30			
栄中央小学校		18:30～21:30	8:30～21:30		
栄北小学校					
大面小学校		18:00～21:30	8:30～21:30 (第1・3・5週) 12:00～21:30 (第2・4週)	8:30～21:30	
長沢小学校		18:00～21:30	8:30～21:30		
笹岡小学校					
大浦小学校					
森町小学校					
飯田小学校					
旧荒沢小学校		18:00～21:30	8:30～21:30		
ものづくり学校 多目的ホール		区 分	平日	土曜日	日曜日
		午前 (1枠)	使用不可	9:00～12:00 ※第1土曜日使用不可	9:00～12:00
		日中 (1枠)	使用不可	13:00～16:00	13:00～16:00
		夜間 (1枠)	18:30～21:30	18:30～21:30	18:30～21:30

※学校行事等が優先となり、上記時間内であっても使用を中止する場合があります。中止日は「利用許可証の裏面」または「三条市メール配信サービス」にて周知します。

上記の時間帯以外はスポーツ開放の使用対象外時間となります。

場 所		施 設 の 概 要			利 用 で き な い 種 目 ・ 注 意 点 等
一ノ木戸小学校		バレーボール	18m×9m	2面	ソフトテニス及びバドミントン等のラケットを用いた種目。 ※児童クラブと玄関兼用 空調設備設置あり
		バレーボール	9人制男子	1面	
		バスケットボール	ミニバス	2面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
裏館小学校		バレーボール		1面	※児童クラブと玄関兼用
		バドミントン		4面	
		バスケットボール	28m×15m	1面	
上林小学校		バレーボール		1面	
		バドミントン		2面	
井栗小学校		バレーボール	18m×9m	2面	
		バドミントン		3面	
旭小学校		バレーボール		1面	※児童クラブと玄関兼用
		バドミントン		3面	
西鱈田小学校		バレーボール	18m×9m	1面	
		バドミントン		2面	
月岡小学校		バレーボール		1面	
		バドミントン		2面	
保内小学校		バレーボール	18m×9m	2面	
		バレーボール	9人制男子	1面	
		バドミントン		3面	
大島小学校		バレーボール	18m×9m	1面	※児童クラブと玄関兼用
		バドミントン		2面	
須頃小学校		バレーボール	18m×9m	1面	
		バドミントン		2面	
嵐南小学校・第一中学校 嵐南小体育館(ステージ側)		バレーボール	18m×9m	2面	空調設備設置あり
		ミニバス	24m×12m	2面	
		バドミントン	3面	(半面利用の場合は各1面)	
嵐南小学校・第一中学校 第一中体育館(器具庫側)		バレーボール	18m×9m	2面	空調設備設置あり
		バスケットボール	24m×14m	2面	
		バドミントン		6面	
		ソフトテニス		2面	
武道場		柔剣道場			
旧第一中学校 体育館		バレーボール		2面	バスケットボール(ミニバスは利用可能) ※防御ネット設置有。サッカー・フットサルを利用する際は館内にある『設置方法』のとおり防除ネットを設置し利用可能。
		バドミントン		4面	
武道場		柔剣道場			※児童クラブと玄関兼用(武道場側のみ)
第二中学校		バレーボール	18m×9m	2面	空調設備設置あり
		バスケットボール		2面	
		バドミントン		6面	
武道場		柔剣道場			
第三中学校		バレーボール		2面	空調設備設置あり
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		バスケットボール	25m×14m	2面	
		バドミントン		4面	
武道場		柔剣道場			
第四中学校		バレーボール	18m×9m	2面	空調設備設置あり
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		バスケットボール	25m×14m	2面	
		バドミントン		4面	
本成寺中学校 第1体育館		バレーボール	18m×9m	2面	空調設備設置あり
		バレーボール	9人制男子	1面	
		バスケットボール		1面	
		バドミントン		2面	
本成寺中学校 第2体育館		バレーボール		2面	空調設備設置あり
		バスケットボール		1面	
		バドミントン		2面	
大崎学園	体 育 館 1 (新 体 育 館)	バレーボール		2面	空調設備設置あり
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		ミニバス	24m×14m	2面	
		バドミントン		6面	
	体 育 館 2 (旧 大 崎 小 学 校 体 育 館)	バレーボール		2面	空調設備設置あり
		バドミントン		3面	
武 道 場		柔剣道場			
大島中学校		バレーボール		2面	空調設備設置あり
		バスケットボール	28m×15m	1面	
		バスケットボール	25m×14m	2面	
		バドミントン		3面	

※全学校:体育館内での野球・サッカー・フットサル競技は利用できません。野球、サッカー団体などは基礎トレーニング場としての利用は可能

場 所	施 設 の 概 要	利用できない種目・注意点等
栄 中 央 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 2面	
栄 北 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バスケットボール 一般 1面 バドミントン 2面	
大 面 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 3面	
栄 中 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 6面 卓球専用アリーナ 1面	空調設備設置あり
長 沢 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 3面	※児童クラブと玄関兼用
笹 岡 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 3面	
大 浦 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 3面	
森 町 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 3面	
飯 田 小 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 2面	※児童クラブと玄関兼用
下 田 中 学 校	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 6面	空調設備設置あり

学校施設開放を準用するその他施設

場 所	施 設 の 概 要	利用できない種目・注意点等
三条ものづくり学校多目的ホール	バドミントン 3面	田記、三条ものづくり学校申込み時の注意事項を確認すること。
旧 荒 沢 小 学 校 校 舎 体 育 館	バレーボール 2面 バスケットボール 1面 バスケットボール (ミニバス) 2面 バドミントン 2面	

【全施設共通事項】※一部対象外施設あり

- 施設の数には限りがありますので、原則体育館の利用は半面利用で、申込みください。
- 施設の概要はコートラインの引いてある主なものについて記載してあります。
- 支柱やネット等の備品の有無や数量また施設の広さなどにより利用できない種目がある場合がございます。
- 野球・サッカー・フットサル競技は体育館の利用に関して利用制限があります。(P4の※注1 参照)
基礎トレーニング場としての利用は可能

【体育館の入館・退館について】（「※児童クラブと玄関兼用」と標記のある学校が対象）

児童クラブ活動中は防犯対策として玄関をオートロック化し、常時施錠を行う運用になっております。

- 入館時
 - ・『オートロック作動中』と表示されている場合は、インターホンを押してください。児童クラブ職員が解錠します。
※オートロック作動中は鍵での解錠はできません。
 - ・『オートロック作動中』と表示されていない場合は、今まで通り借用した鍵にて解錠してください。
- 退館時
 - ・オートロックが作動中は玄関の解錠ボタンを押して退館してください。※施錠は自動でされます。
 - ・オートロック解除中は、今までどおり鍵管理人から借用した鍵を利用して施錠してください。

※オートロック表示に関わらず、必ず鍵管理人から鍵を借用してください。

【三条ものづくり学校申込み時の注意事項】

館内利用の際は廊下を走るなど、周りの方の迷惑になる行為はご遠慮ください。

1. 利用時間枠
1団体1枠の時間帯のみ予約可能 ※詳細は、学校施設開放のスポーツ開放使用可能時間を参照ください。
2. 三条ものづくり学校多目的ホールについて
 三条ものづくり学校多目的ホールはレンタルスペースとして一般の方に有料で、貸し出しを行っているスペースになります。
 一般利用者の予約・三条市事業・ものづくり学校事業での使用が優先されます。
3. その他
 練習以外の目的(大会、練習試合等)で利用する場合は事前にものづくり学校へ連絡し、日程などの調整をお願いします。
 毎月の練習スケジュールを三条ものづくり学校事務局にお知らせください。
 (手書きのメモ・団員向けに配布している「練習予定表」のコピーなどでも可。)